

企業会計基準委員会 御中

平成17年11月21日
新日本監査法人
業務監理本部管掌 田中 章

「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い
(案)及び「商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い
(案)」に対する意見

貴委員会から平成17年10月19日に公表された実務対応報告公開草案第16号及び実務対応報告公開草案第17号について、下記のとおり意見を取り纏めましたので本日提出します。宜しくお願ひ申し上げます。

記

1. 現行の実務対応報告第11号と実務対応報告公開草案第17号について

(コメント)

両実務対応報告は、統合すべきである。

(理由)

会社法施行日前に旧商法に基づいて発行決議のあった外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理は、実務対応報告公開草案第17号とは別に現行の実務対応報告第11号に定められている。今回実務対応報告第1号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」に所要の改正を行った上で実務対応報告公開草案第17号にするとされており、実務対応報告第11号は今回の見直しには入っていないため、会計処理の適用時に実務対応報告第17号、第11号のいずれを適用するかに関して実務上の混乱を生じる懸念があるためである。

2. 「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債」の意義について

(コメント)

実務対応報告公開草案第16号の表題になっている用語の意義は、Q6（本実務対応報告が適用される「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債」とはどのようなものか）ではなく、冒頭又はQ1において、意義・適用範囲等として記載すべきである。実務対応報告公開草案第17号についても同様である。

(理由)

実務対応報告公開草案第16号、第17号ともほぼ同じ順番で質問項目（Q1新株

予約権の会計処理をどのように行うか) が出てくるが、冒頭又はQ1で意義及び各実務対応報告の適用対象の確認をしておかないと、実務上の無用な混同や誤解を招く恐れがあるためである。

以上